

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第439号)

平成18年3月3日

横情審答申第439号

平成18年3月3日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年6月13日消計第44号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年6月11日南消第312号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年6月11日南消第312号）」を一部開示とした決定において非開示とした情報のうち、別表2に示した部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「火災調査報告書（昭和58年4月4日南区井土ヶ谷下町建物火災）（昭和58年6月11日南消第312号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年2月18日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている火元建物居住者や火災の第一発見者等特定の個人の職業、氏名、年齢、性別、住所、生活状況、発言、建物平面図、犯罪被害の状況、焼損延面積、り災内容・程度、り災世帯人員、建物内部の状況、建物の内部写真、質問調書、損害額に関する情報、木造建物算定書1及び火災損害申告書の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書に記載されている類焼床面積、建築金額、増改築金額、り災面積、損害見積額、動産でり災したもの及び火災保険契約については、法人等又は事業を営む個人が経理事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがある情報であることから本号アに該当し、非開示とした。

また、本件申立文書に記載されている建物平面図は、設計者の建築上の技術的ノウ

ハウが含まれており、開示することにより設計者の事業活動上の利益を侵害するおそれがある情報であることから本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書に記載されている犯罪被害の状況、損害に関する情報及び火災保険契約は公にすることにより特定の個人及び法人の財産等が特定され、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するとして非開示とした情報は、公表しないことを前提に関係者の協力を得て入手した情報であって、これらの情報を開示すると、本件火災に限らず今後の火災調査にあたり、市民等からの信頼を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 出火から23年経つが、どうしても納得できない点があり、開示請求を求めたところ、個人情報の開示が少なすぎて納得ができない。
- (3) 火事があった事実は間違いのないことであり、こういうことがあったということを経代残しておきたいと考えている。建物の名称は明らかになっているが、当該建物には何所帯か入居しており、そのどこが火元なのかを申立人は知りたいのである。
- (4) 現場配置図にはビルの名称、アパートの名前などが記載されており、開示されている。しかし、申立人が知りたいのは、それらが誰の持ち物で、誰が住んでいたかといった情報である。

5 審査会の判断

(1) 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第31条から第35条の4までに規定する消防長又は消防署長の権限及び義務に基づき、火災の原因及び損害の状況を究明し、類似火災の防止、延焼の防止等の消防行政目的を達成するた

めに行われるものである。

火災現場の物的調査、関係者からの事情聴取等の火災調査により判明した火災原因及び損害状況については、調査書類が作成され、消防署長から消防局長に報告される。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、昭和58年4月4日に南区内で出火した火災について南消防署長から消防局長に報告された調査書類及びこれと併せて保存される火災活動報告書であり、具体的には、以下のアからクまでの文書から構成されている。

- ア 出火日時・場所・火元、り災程度、出火原因等、当該火災の概要を総括して記録した火災調査報告書
- イ 調査書類を構成する文書の名称、頁数、作成者等を記録した書類目録
- ウ 実況見分調書、質問調書等の各種資料に基づき、火災の出火原因等について検討及び考察を行い、その最終結論を記録した火災原因認定書
- エ 火災現場に到着し、火災現場全般を見分した状況を記録した火災状況見分書
- オ 火災の鎮火後に火災現場に立ち入り、建物や火源、着火物となった物の焼損状況などについて、発掘、復元等の調査を行い、これらの状況を記録した実況見分調書
- カ 火災に関係ある者に対し必要事項を質問し、その者から任意に得た供述を記録した質問調書
- キ り災した動産及び不動産について、火災によって被った損害等を記録した文書で、火災損害申告書、木造建物損害算定書1及び火災損害額決定書から構成される損害関係書類
- ク 消防局長に報告された調査書類を構成するものではないが、アからキまでと併せて保存されている消防隊ごとの火災現場での活動内容を記録した火災活動報告

(3) 条例第7条第2項各号の該当性について

ア 条例第7条第2項各号では、開示しないことができる情報について、次のとおり規定している。

(ア) 条例第7条第2項第2号本文

個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利

益を害するおそれがあるもの

(イ) 条例第7条第2項第3号ア

法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ウ) 条例第7条第2項第4号

公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(エ) 条例第7条第2項第6号

市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 実施機関は、別表1において条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示とした情報は、個人に関する情報であって、これを開示することにより特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、別表1において同条同項第3号アに該当するとして非開示とした情報は、法人等又は事業を営む個人の当該事業に係る情報であって、これを開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのある情報であり、別表1において同条同項第4号に該当するとして非開示とした情報は、これを開示することにより特定個人及び法人の財産等が特定され、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報であり、別表1において同条同項第6号に該当するとして非開示とした情報は、公表をしないことを前提に関係者からの協力を得て入手した情報であることから、これを開示すると本件火災に限らず今後の火災調査に当たり、市民等からの信頼を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがあると主張している。

ウ 当審査会は本件申立文書を見分したが、これを構成する文書ごとに非開示情報の該当性について、以下検討する。

(7) 火災調査報告書について

本件申立文書においては、出火場所の区名及び町名並びに火元建物の名称を開示していることが認められる。このため、火元の番地を開示すると、本件火災における出火場所が特定されることとなる。しかしながら、本件火災においては、火元建物は共同住宅であることから、出火場所が特定できたとしても、特定の個人が識別されるとはいえない。また、火元建物の名称を既に開示していることから考えると、火元の番地を開示すると今後の火災調査活動に支障をきたすおそれがあるとの実施機関の主張は、是認しがたい。これらのことから、火災調査報告書のうち火元の番地は、条例第7条第2項第2号及び第6号の規定による非開示情報の該当性を認めることはできないため、開示すべきである。

本件において火元建物は共同住宅であって、その所有者は不動産貸付業を営む個人であると認められるが、不動産等固定資産の所有者の氏名は、火元建物の名称と住所が判明すれば、登記簿や固定資産税課税台帳などで知ることができるものである。また、本件においては火元建物の名称が開示されており、上記で述べたとおり出火場所の住所は明らかであると認められるため、登記簿や固定資産税課税台帳などで知ることができる火元建物所有者の氏名を開示したとしても、今後の火災調査活動に支障をきたすおそれがあるとはいえない。これらのことから、火災調査報告書のうち火元建物所有者の氏名は、条例第7条第2項第2号及び第6号の規定による非開示情報の該当性を認めることはできないため、開示すべきである。

火災調査報告書のうち個人の職業及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災調査報告書のうち火元の焼損延面積は、法人等が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(1) 書類目録について

書類目録のうち個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 火災原因認定書について

火災原因認定書のうち火元の番地及び火元建物所有者の氏名は、前記(ア)の火災調査報告書における判断と同様の理由により、開示すべきである。

火災原因認定書のうち個人の氏名（火元建物所有者を除く。）、年齢、職業、生活状況及び発言内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災原因認定書のうち犯罪被害の状況は、個人に関する情報であって、当該情報単独では個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第4号及び第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災原因認定書のうち個人の住宅に係る建物内部の状況は、個人に関する情報であって、当該情報単独では個人を識別することはできないが、すでに開示されている情報、一般人が通常入手し得る関連情報などと照合することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。また、法人等の建物に係る建物内部の状況は、当該法人等が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(エ) 実況見分調書について

実況見分調書のうち火元の番地及び火元建物所有者の氏名は、前記(ア)の火災調査報告書における判断と同様の理由により、開示すべきである。

実況見分調書のうち建物平面図は、賃借されている共同住宅の部屋の間取りであると認められ、極めて単純な構造であって設計者の建築上の技術的ノウハウが含まれているとまでは言えず、これを開示しても設計者の事業活動上の利益を侵害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第2項第3号アに該当しない。また、建物平面図は、これを開示しても、共同住宅の居住者が特定され信頼関係が損なわれるなど、今後の火災調査に著しい支障をきたすおそれがあるとは認められないことから、同条同項第6号にも該当せず、開示すべきである。ただし、建物平面図中に記載された個人の職業及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

実況見分調書のうち、2現場の様態(1)共同住宅の焼損延面積及び(2)事務所兼倉庫の類焼床面積は、法人等が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

実況見分調書のうち、2現場の様態(3)店舗及び(4)店舗の類焼床面積は、本件申立文書からは法人等の事業情報であると確認できないため、当審査会としては個人の住宅に係る情報であるとして判断する。この場合、2現場の様態(3)店舗及び(4)店舗の類焼床面積は、個人に関する情報であって、当該情報単独では個人を識別することはできないが、すでに開示されている情報、一般人が通常入手し得る関連情報などと照合することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

実況見分調書のうち個人の氏名（火元建物の所有者を除く。）及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

実況見分調書のうち個人の住宅に係るり災程度・内容、建物内部の状況及び建

物内部の写真は、個人に関する情報であって、当該情報単独では個人を識別することはできないが、既に開示されている情報、一般人が通常入手し得る関連情報などと照合することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。また、法人等の建物に係るり災程度・内容、建物内部の状況及び建物内部の写真は、当該法人等が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(オ) 質問調書について

質問調書のうち出火日時、出火場所の区名及び町名並びに火元建物の名称は、本件において他の構成文書ですでに開示されている情報であるため、当該質問調書においても開示すべきである。

質問調書のうち出火場所の番地（火元の番地）は、前記(ア)の火災調査報告書における判断と同様の理由により、開示すべきである。

質問調書のうち質問を行った日時、場所及び消防職員の職氏名は、これを公にしても被質問者が特定され、今後の火災調査に支障をきたすおそれがあるとはいえないことから、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当せず、開示すべきである。

質問調書のうち被質問者の住所、職業、氏名（印影を含む。）、生年月日及び発言内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(カ) 損害関係書類について

火災調査規程（昭和53年12月消防局達第22号。昭和63年12月消防局達第30号による全部改正前のもの）は、消防署長は、損害調査の資料とするため、り災関係者に火災損害申告書の提出を求めることができること並びに当該申告書及び現場調査の結果から損害額を算定し、火災損害額決定書を作成しなければならないことを定めている。また、官公署からの法的根拠に基づく調査書類の送付依頼又は

調査事項照会の場合以外は、これらの調査関係書類を閲覧させてはならないことを定めている。

上記の規定の趣旨から、火災損害申告書はあくまでも消防行政施策に必要な基礎資料とするため、公表しないことを前提に、り災関係者の協力を得て入手した情報であると認められ、また、木造建物損害算定書1及び火災損害額決定書は、当該火災損害申告書の情報を基に、当該火災による建物の損害額を計算し、決定するために作成されたものと認められる。よって、火災損害申告書、木造建物損害算定書1及び火災損害額決定書を開示することは、消防行政施策のためのり災関係者の協力の有無を明らかにするだけでなく、り災関係者から入手した情報を公表することとなるため、市民等との信頼関係が損なわれ、火災関係者からの協力が得られず、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になるなど、今後の火災調査に著しい支障をきたすおそれがあると認められることから、これらの文書全体が条例第7条第2項第6号本文に該当し、同条同項第2号、第3号ア及び第4号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(キ) 火災活動報告について

火災活動報告のうち火元の番地及び火元建物所有者の氏名は、前記(ア)の火災調査報告書における判断と同様の理由により、開示すべきである。

火災活動報告のうち責任者職氏名欄に記載された職業及び年齢並びに活動概要に記載された個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災活動報告書のうち類焼②の類焼床面積は、本件申立文書からは法人等の事業情報であると確認できないため、当審査会としては個人の住宅に係る情報であるとして判断する。この場合、類焼②の類焼床面積は、個人に関する情報であって、当該情報単独では個人を識別することはできないが、すでに開示されている情報、一般人が通常入手し得る関連情報などと照合することにより特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災活動報告書のうち火元の焼損延面積及び類焼①の類焼床面積は、法人等が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人等の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(ク) なお、前記(ア)から(キ)までにおいて当審査会が条例第7条第2項第2号本文に該当するとした情報（火元建物所有者の氏名を除く。）は、いずれもただし書アからウまでの規定に該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書において非開示とした情報のうち、別表2に示した部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

別表 1

本件申立文書のうち、実施機関が条例第 7 条第 2 項各号に該当するため非開示とした情報

文書名	非開示とした情報及び非開示条項				
	非開示とした情報	2号	3号ア	4号	6号
火災調査報告書	火元の番地、個人の職業、氏名及び年齢並びに火元の焼損延面積	全部			全部
書類目録	個人の氏名	全部			全部
火災原因認定書	火元の番地、個人の氏名、年齢、職業、生活状況及び発言内容、建物内部の状況並びに犯罪被害の状況	全部		犯罪被害の状況	全部
実況見分調書	火元の番地、個人の氏名及び年齢、焼損延面積、類焼床面積(個人)、り災程度・内容、建物内部の状況並びに建物内部の写真	全部			全部
	類焼床面積(法人)及び建物平面図		全部		全部
質問調書	全体(被質問者の住所、職業、氏名、生年月日、供述内容ほか)	全部	建物平面図		全部
損害関係書類	火災損害申告書	(個人) 全体	全部		全部
		(法人) 世帯員の氏名、年齢及び性別並びに居住者内訳	全部		全部
		建築金額、増改築金額、り災面積、損害見積額、動産でり災したもの及び火災保険契約		全部	火災保険契約
	木造建物損害算定書 1	全体(建築時単価、焼損面積などを基に建物損害額を計算したもの)	全部		全部
	火災損害額決定書	責任者等氏名、焼損面積(個人の住宅。合計欄を除く。)、り災世帯人員及び損害額(合計欄を除く。)	全部		損害額(合計を除く。)
焼損面積(法人等の建物。合計欄を除く。)			全部		全部
火災活動報告	火元の番地、個人の職業、氏名及び年齢(責任者)、焼損延面積、類焼床面積(個人の住宅)並びに活動概要に記載された個人の氏名	全部			全部
	類焼床面積(法人等の建物)		全部		全部

別表 2

本件申立文書のうち、当審査会が開示すべきであると判断した情報

文書名	開示すべき情報
火災調査報告書	火元の番地及び個人の氏名(火元建物所有者)
火災原因認定書	火元の番地及び個人の氏名(火元建物所有者)
実況見分調書	火元の番地、個人の氏名(火元建物所有者)及び建物平面図(個人の職・氏名を除く。)
質問調書	出火日時、出火場所及び火元建物の名称並びに質問を行った日時、場所及び消防職員の職氏名(印影を含む。)
火災活動報告	火元の番地及び個人の氏名(火元建物所有者)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 6 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 6 月 17 日 (第 4 回 第 三 部 会) 平成 17 年 6 月 24 日 (第 65 回 第 二 部 会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 6 月 23 日	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 7 月 14 日 (第 64 回 第 一 部 会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 8 月 19 日 (第 8 回 第 三 部 会)	・ 審議
平成 17 年 9 月 2 日 (第 9 回 第 三 部 会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 11 月 18 日 (第 14 回 第 三 部 会)	・ 審議
平成 17 年 12 月 2 日 (第 15 回 第 三 部 会)	・ 審議
平成 17 年 12 月 16 日 (第 16 回 第 三 部 会)	・ 審議
平成 18 年 1 月 20 日 (第 17 回 第 三 部 会)	・ 審議